

45. 21

共同出願人のうち一部の者が持分を放棄
した場合の取扱い

共同出願人のうち一部の者が特許を受ける権利等を放棄する場合の届出は、出願人名義変更届に放棄をする者の記名押印のある放棄書を添付して提出させる。この場合、持分放棄をした者だけで届け出たときは、承継人（持分を放棄した者以外の出願人）にその旨を通知することとする。

（説明）

特許法施行規則第5条第1項^{*1}に「特許を受ける権利の承継を届け出るときは、その権利の承継を証明する書面を提出しなければならない。」と規定していることから、譲渡の場合は、譲り渡した事実及び譲り受けた事実が手続書面全体から判断できる必要があるのに対し、持分の放棄については、民法第255条に「共有者の一人がその持分を放棄したときは・・・その持分は他の共有者に帰属する」と規定しているので、その承継を証明する書面は、持分放棄書で足りる。

ただし、承継人がその権利の承継の事実を知らない場合には、何らかの不都合（例えば、出願審査請求の懈怠等）も考えられることから、その事実について通知しておく必要がある。

（改訂平成23・11）

^{*1} 特施規5条1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用